

商品概要説明書

普通貯金無利息型＜決済用＞

(令和4年11月29日現在)

商 品 名	◇ 普通貯金無利息型＜決済用＞
ご利用いただける方	◇ 個人および法人（団体を含む。）
期 間	◇ 期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	◇ 随時預け入れできます。 ◇ 1円以上 ◇ 1円単位
払戻方法	◇ 随時払い戻しできます。
利 息	◇ 無利息となります。
手 数 料	◇ キャッシュカードによる預入・払戻等の際に当ＪＡおよびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。 ◇ 2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
付加できる特約事項	◇ 個人のお客さまは総合口座による当座貸越ができます。 ◇ キャッシュカードによりＡＴＭ等で入出金ができます。 ◇ キャッシュカードはデビットカードとしてもご利用になれます。 ◇ 給与・年金等の自動受取、公共料金等の自動支払のお取扱いができます。 また、自動送金・自動集金のお取扱いもできます。 ◇ 普通貯金無利息型＜決済用＞から各種普通貯金に切替えることはできません。 ◇ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてＪＡバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
貯金保険制度 （公的制度）	◇ 貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	◇ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、ＪＡ本支店（所）までお申し出ください。ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ◇ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：０８２－２２５－１６００）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申し立ていただくか、上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ※各連絡先は最下部に掲載しております。
その他参考となる 事項	◇ 通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月10日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

● J Aバンク広島の各担当部署の連絡先

J A名	部署名	電話番号
広島市	金融事業部 金融推進課	082-831-5919
ひろしま	信用推進部 信用推進課	082-422-2173
広島ゆたか	信用部 金融課	0823-66-3710
尾道市	金融共済部 金融課	0848-23-3323
福山市	金融共済部 貯金課	084-924-2212
広島信連	J Aバンク指導部 事務指導課	082-240-0257

● 弁護士会仲裁センター

弁護士会名	電話番号
広島弁護士会	082-225-1600